

マンスリー・レビュー

2021.10



三井住友銀行

企画
編集 日本総合研究所

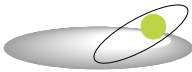
CONTENTS

視点	30兆円超の繰越金と財政運営 日本総合研究所 調査部 河村小百合 …	1
経済トピックス	国際商品市況の高騰がわが国に与える影響 日本総合研究所 調査部 小澤智彦 …	2
社会トピックス	新型コロナ禍で注目が高まる電子署名 日本総合研究所 調査部 野村敦子 …	4
アジアトピックス	電子決済システム「eルピー」を導入するインドの狙い 日本総合研究所 調査部 熊谷章太郎 …	6
KEY INDICATORS	8

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊行および弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行および弊社で保証する性格のものではありません。また、本誌の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

ご利用に際しましては、お客さまのご自身の判断にてお取り扱いいただきますようお願い致します。本誌の情報に基づき起因してご閲覧者様および第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先、弊行および弊社は一切責任を負わないものとします。

本誌の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。



30兆円超の繰越金と財政運営

コロナ禍に見舞われた2020年度、わが国の一般会計の予算規模は当初予算の102.7兆円から3次補正後の175.7兆円にまで、実に73兆円も拡大しました。その多くはコロナ対策です。ところが、本年7月末に固まった2020年度一般会計決算の概要をみると、30.8兆円もの予算が2021年度に繰り越されることになりました。

わが国の財政運営は単年度主義を採用しており、予算は原則、当該年度中に使い切るのが原則です。もし、歳出の不用分が発生すれば、税収の実績と見込み額との対比での増減分と合わせて決算上の剰余金とし、その少なくとも半分は国の借金に相当する国債の元本償還に充当する、というルールが財政法上定められています。ただし、災害等のやむを得ない事情がある場合には例外的に、国会の議決を経て翌年度への繰越予算とすることが認められています。この繰越予算は例年4兆円前後にとどまるのが通常で、東日本大震災後の2012年度に7.6兆円を繰り越したのがそれまでの最高額でした。2020年度はこれを大幅に上回る金額を繰り越したことになります。その主な内訳は、①企業の資金繰りを支援する実質無利子・無担保融資が6.4兆円、②公共事業関係費が4.7兆円、③休業や時間短縮要請に応じた飲食店への協力金に充当される地方創生臨時交付金が3.3兆円、などです。

変異株の感染拡大もあり、コロナ禍の収束が見通し難いなかではありますが、わが国の今後の財政運営上の課題としては次の2点が挙げられます。

まず何よりも、様々な方面に向けた国のコロナ対策予算による施策の効果が、真に支援を必要とする先に届いているのかを確認し、1日も早い政策効果の浸透が求められます。2021年度の補正予算編成を求める声もありますが、現段階ではまず、前年度からの繰越予算による事業をしっかりと実施し、支援を行き渡らせることが優先課題といえましょう。

もう一つ重要なのは、コロナ禍がもうしばらく長引くとしても、安定的な財政運営を確実にするための取り組みを少しずつでも進めることです。わが国はこれまで巨額の国債を発行しつつ財政運営を続けてきました。コロナ危機前の2019年度にはその総額は約129兆円、満期1年以下の短期国債はそのうち約22兆円でした。ところが2020年度は、長期国債の市場消化に限界もあるため発行額をあまり増やせず、3次にわたる補正予算による増発分のほとんどが短期国債発行とされました。その結果、毎年度市場で借り換えを必要とする金額が膨らみ、2021年度の国債発行額は221兆円、そのうちの83兆円が短期国債と大きく膨張しています。こうした状況下、今後も確実に安定的な財政運営を続けるためには、段階的に財源の手当てを進め、毎年度の国債、とりわけ短期国債の発行減額に努める必要があります。繰越予算についても、使途を精査し、2021年度に不用となれば、本来のルールに準じて決算剰余金として可能な限り国債の償還に充当することが望めます。併せて、すでに法人税や富裕税等の税率引き上げの検討に着手している欧米主要国と同様、わが国も緊急事態を乗り越えた先の財政再建プランを描き、その実現に向けて真剣に取り組んでいくことが求められましょう。(河村)

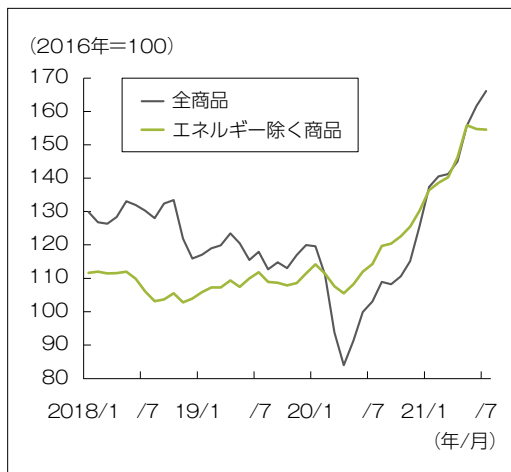
国際商品市況の高騰がわが国に与える影響

昨夏来、エネルギー、食料、金属など幅広い国際商品市況が高騰しており、わが国にもその影響が広がりつつあります。そこで、以下では、その概況や背景についてみたうえで、わが国の企業や家計が直面するリスクについて整理しました。

需給両面の要因で市況が高騰

まず、新型コロナ禍における国際商品価格の動向を振り返ると、感染拡大による世界的な経済活動の停滞を受けて、2020年の春先には大幅に下落しました(図表1)。その後、夏場からは上昇に転じ、年末に新型コロナ前の水準を回復した後も上昇傾向が続いており、今年7月には全商品ベースで前年比+61%もの高い伸びとなりました。内訳をみると、原油などエネルギー関連価格が同+111%、エネルギーを除く商品も同+35%と、全体的に急上昇しています。

図表1 国際商品市況



(資料) IMF [Primary Commodity Prices]

こうした価格高騰の背景には、次の二つの要因が挙げられます。第1に、欧米諸国や中国などの海外主要国で、新型コロナ禍で停滞していた多くの経済活動が今春にかけて順次再開したことにより、需要が急増したという景気回復要因が挙げられます。第2に、世界的なコンテナ不足で物流がひっ迫するなど、様々な分野で発生している供給制約もその一因として指摘出来ます。

交易条件が悪化

こうしたなか、わが国にも国際商品市況の高騰の影響が波及しつつあります。日本銀行「企業物価指数」によると、今年7月の輸入物価は前年から+25%上昇しました。資源を輸入に頼るわが国は、輸入額全体の約2割を原油や液化天然ガスといった鉱物性資源が占めています。それらを中心とする資源価格の急騰が輸入物価を大きく押し上げました。また、とうもろこしや鶏肉などの食料品も輸入物価の上昇に寄与しています。一方、自動車や電子部品など機械類のウェイトが大きい輸出物価は同+9%の上昇と、輸入物価と比べて小幅にとどまっています。

こうした輸入物価の大幅な上昇は、企業収益を悪化させる方向に作用します。それは企業が輸入原材料の価格上昇分を販売価格に十分転嫁出来ないことが原因です。わが国の企業は激しいグローバル競争に直面しているほか、国内でも賃金の上昇がはかばかしくないなか、値上げに対する消費者の視線は厳しく、価格転嫁は容易ではありません。販売価格と仕

入れ価格の比率を示す交易条件をみると、7月に製造業全体で前年から13%悪化しました。業種別にみても、すべてのセクターで交易条件は悪化しており、なかでも石油・石炭製品、非鉄金属などの川上セクターほど悪化幅が大きくなっています。

マクロ的観点でみれば、交易条件の悪化は、輸出による受け取りよりも、輸入の支払いが増えるため、海外への所得流出の増加を意味します。こうした交易条件の悪化による海外への所得流出(流入)は「交易損失(利得)」と呼ばれています。わが国では、前述の通り、輸入物価の伸び率が輸出物価を上回っている結果、交易損失が生じており、今年上期の海外への所得流出額は、前年同期より9,300億円も増えています(図表2)。これは、実質純輸出の増加分(4.4兆円)の2割強にあたります。すなわち、貿易取引の数量面の増加で得た所得増のうち、2割強を価格の変動で失った計算になります。

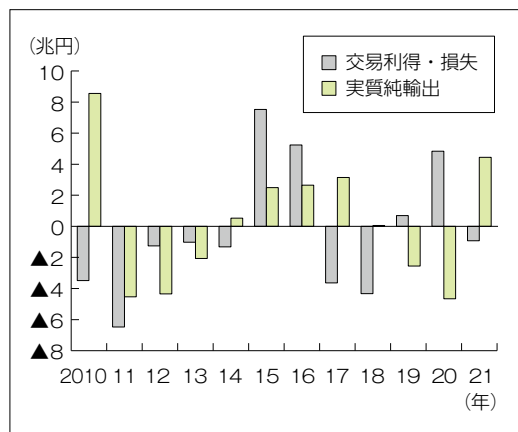
企業収益や家計所得への悪影響も

交易条件の悪化が続くと、私たちの生活にも悪影響が生じる可能性が高まります。海外への所得流出は、まず企業収益の悪化として表れます。企業収益の悪化は、研究開発や能力増強などの前向きな投資に振り向ける資金を減少させます。投資の減少は、新製品の登場や品質向上を阻害し、わが国の国際競争力に中長期的な悪影響を与えることになります。そうなると、価格競争に巻き込まれやすくなり、販売価格を引き上げることがさらに難しくなる悪循環が生じる恐れがあります。

さらに、企業収益が悪化すると、雇用・賃金の抑制に踏み切る企業も増え、結果として、家計の所得減少にもつながります。これまでのところ、企業による販売価格の引き上げが限定的であることは、家計にとってはプラスにみえるものの、そのメリットは一時的であり、中期的には企業の体力も削られていくことにより、家計所得の減少といったデメリットへと波及していくと考えられます。

わが国では、今年度後半にかけてワクチン接種が進展することによる景気への好影響が期待されています。もっとも、交易条件の悪化が続けば、その面から景気に冷や水を浴びせることにもなりかねません。世界的な需要回復や供給不足は当面続く可能性があるだけに、リスク要因である商品市況や輸出入物価の動向には引き続き注意を払う必要があります。(小澤)

図表2 交易利得・損失と実質純輸出
(前年差)



(資料) 内閣府「四半期別GDP速報」を基に日本総合研究所作成
(注) 2021年は上期の前年差。

■ 新型コロナ禍で注目が高まる電子署名

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、生活様式の変更が促されています。その一つが「書面・対面・押印」からデジタルへの移行であり、従来の手続きを代替する手段として電子署名に対する注目が高まっています。そこで、電子署名の概要と注目される背景、課題などについてまとめました。

電子署名とは

電子署名とは、「電子データが本人により作成され、改ざんされていないことを証明する仕組み」です。デジタル社会においては、電子文書や電子メールの送受信に当たり、なりすましや改ざん、送信内容の否認などのリスクが存在します。電子署名は、そうしたリスクを回避するために、暗号技術を用いて電子データの作成者の本人確認やデータ改ざんの有無の検証などを行うもので、利用される場面としては、電子契約や電子申請、電子入札などがあります。電子署名は、電子化・ペーパーレス化による手間や時間、コストの削減につながる効果も期待されます。

2001年には、「電子署名及び認証業務に関する法律」が施行されました。同法は、電子データで作成された契約書に付された電子署名について、一定の要件を満たす場合には紙文書における押印や署名と同等の効力を認めるものです。また、同法に基づき、本人が行った電子署名であることを証明（電子証明書を発行）する認証業務のうち、一定の基準を満たすものは、国の認定を受けることが出来る

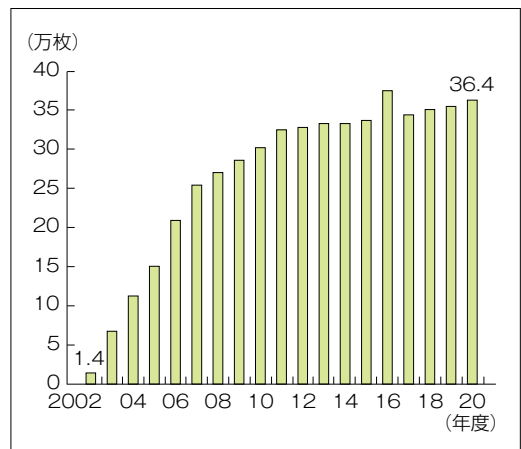
制度が設けられました。

新型コロナ禍で高まるニーズ

わが国では、電子署名法が成立した後もなお、重要な文書に関しては紙の書面を作成し押印を求めるという慣行が根強く残っています。このため、電子署名の利用は伸び悩んでいました（図表1）。普及が進まない理由として、紙・押印を基本とする官民の制度や慣行以外に、電子署名の手続きの煩雑さや法解釈のあいまいさ、新しい技術への対応の遅れなどが指摘されています。

ところが、新型コロナ禍において、日常の様々な場面で非対面・非接触への転換が急務とされるようになり、状況は大きく変化しています。2001年の法律では、利用者が自分で電子署名を保管・管

図表 1 電子署名の利用状況の推移



(資料) 日本情報経済社会推進協会 電子署名・認証センター ウェブサイト (<https://esac.jipdec.or.jp/designated-investigative-organization/index.html#hakkou>)

(注) 認定認証業務から発行された電子証明書（有効枚数）の数の推移。

理するローカル署名が前提とされ、利用者の負担が少ないリモート署名や立会人型電子署名はグレーゾーンとされてきました（図表2）。これについて、政府は対面・書面・押印からの脱却を推進する立場から、後者についても一定の要件のもと法的有効性を認める見解を公表するなど、対応を進めています。

こうした措置により、中小企業なども電子署名を利用しやすい環境が整いつつあります。その結果、電子署名等を利用した電子契約サービスを導入する企業が2020年以降急増しています。あるサービス提供事業者では、2020年3月から約1年で利用件数（累計契約送信件数）が2.5倍になったとのこと。

法制面の課題

一方、法制面での課題は、電子署名法が2001年の制定以来ほとんど改正されず今日に至っていることです。このため、現在のデジタル技術が進化した環境にふさわしい内容とはいえなくなっています。また、送受信者や電子データの真正

性・正当性を保証する仕組みとして、電子署名以外にもタイムスタンプ（データの存在と改ざんの有無を証明）やeシール（組織の正当性を証明）などがあります。これらを総称してトラストサービスと呼びますが、電子署名以外は法制化されておらず、バラバラに運用されてきた経緯があります。このため、電子署名法の見直しにとどまらず、タイムスタンプやeシールを含むトラストサービス全体にかかる制度整備の必要性が指摘されています。

こうした状況を受け、政府は2021年6月、早期にトラストサービスの認定スキーム創設を目指す方針を打ち出しました。

今回のコロナ危機を受け、官民でデジタル変革の機運が高まっています。これを契機として、来たるべきデジタル社会にふさわしい形に、電子署名のみならずトラストサービス全体の枠組みを抜本的に見直し、利便性や安全性の向上が一層図られていくことが期待されます。

（野村(敦)）

図表2 電子署名の種類

当事者型	認証局が利用者の本人確認をしたうえで電子証明書を発行、利用者はそれを利用して自身で署名する方法	
	ローカル署名	電子証明書・署名鍵はICカード等に保管され利用者自身が管理、利用者は当該ICカード等（ローカル環境）を用いて署名
	リモート署名	利用者の電子証明書・署名鍵は事業者のサーバ上に設置・保管、利用者の指示に基づきサーバ上で利用者の署名鍵で署名
立会人（事業者署名）型	利用者の指示に基づき、第三者のサービス提供事業者が自身の署名鍵を用いて署名する方法（注）	

（資料）総務省サイバーセキュリティタスクフォース事務局「電子署名を用いた電子契約サービスに関する整理について」、経済産業省「電子署名に関するQ&A」ホームページ、日本ネットワークセキュリティ協会電子署名ワーキンググループ「電子署名Q&A」ホームページ等を参考に日本総合研究所作成

（注）政府のQ&Aによれば、電子署名法上の電子署名と認めるためには、本人しか作成することが出来ない「固有性の要件」を充足する必要があるとの見解。

■ 電子決済システム「eルピー」を導入するインドの狙い

コロナ禍をきっかけに、各国が経済・社会のデジタル化に向けた取り組みを加速させるなか、インド政府も、2021年8月、新たな電子決済システム「eルピー」を導入する方針を発表しました。そこで以下では、インドの金融サービスのデジタル化に向けた近年の取り組みを整理したうえで、新たにeルピーを導入する狙いや今後の課題を解説します。

デジタル化に向けた歩み

インドが金融サービスのデジタル化を目指している背景としては、現状一般的な現金決済に伴う様々なコストの高さを指摘出来ます。具体的には、現金の製造、流通、保管にかかわる経済的なコストに加え、不正蓄財、脱税、偽造紙幣など社会的な問題も含まれます。さらに、コロナ禍で実施された低所得者向けの現金給付による補助金が、非効率な行政事務や汚職によって、必要としている人たちに届かないという事態も発生しています。こうした新旧の課題克服に向けて、インド政府は、①低所得者の銀行サービスへのアクセス改善、②現金使用の規制強化、を通じた金融サービスのデジタル化を目指しています。

まず、前者についてみると、2014年に政府はPMJDY (Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana) を打ち出しました。これは、口座維持手数料が無料、かつ損害保険や生命保険などの特典がついた特別口座の開設を促すキャンペーンです。また、生体認証技術を活用した「Aadhaar」という新たな国民IDを導入することで、

識字能力の欠如や公的な身分証明書の未保有を理由に銀行口座の開設が困難であった人々の金融取引を可能にしました。それにより、新たに4億以上の口座が開設され、低所得者向けの補助金は現金給付から口座振込に切り替えられるようになりました。

次に、現金使用の規制についてみると、政府は一定金額を超える高額商品を現金購入することへの規制を段階的に強化しています。また、2016年11月、地下経済の撲滅を名目に流通現金残高の8割強を占めていた500ルピーと1,000ルピー紙幣を突如廃止したことも、モバイルバンキングなどの利用拡大のきっかけとなりました。さらに、コロナ禍での活動規制も、オンライン取引の拡大を通じて金融サービスのデジタル化を加速させる要因となっています。これらの取り組みによって、金融サービスのデジタル化の状況を総合的かつ定量的に示す「デジタルペイメント指数」は景気の低迷と裏腹に上昇が続いています (図表1)。

「eルピー」導入の狙い

こうしたなか、インド政府は近く新たな電子決済システム「eルピー」を導入する方針を発表しました。具体的には、社会福祉サービスなどの電子クーポンを、QRコードやSMS (ショート・メッセージ・サービス) で提供する予定です。

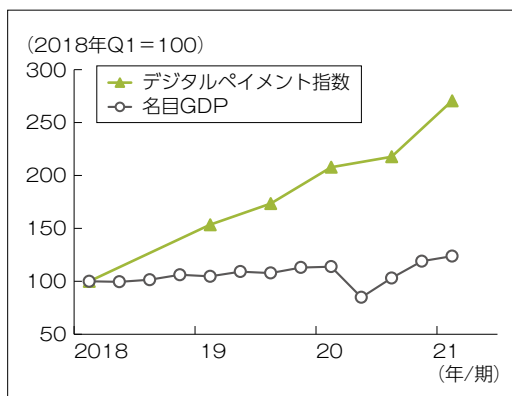
eルピーの最大の特徴は、銀行口座を必要としないことです。インド政府は、行政サービスの効率化に向けて、銀行口座 (Jan Dhan Yojana)、国民ID

(Aadhaar)、携帯電話 (Mobile) の三つをひも付ける「JAMトリニティ」という取り組みを推進してきました。しかし、現状は国民IDと携帯電話は広く行き渡っているものの、依然として銀行口座を保有していない層が一定程度存在します (図表2)。携帯電話については、スマートフォンの普及率は約7割ですが、フィーチャー・フォン (スマートフォンの普及前の携帯電話、いわゆる「ガラケー」) を含めた契約件数は約12億件と15歳以上人口 (約10億人) を上回っています。そのため、政府はJAMトリニティの方向性は堅持しつつ、eルピーを導入することで、コロナ禍で苦境に追い込まれた人々に対し、新型コロナの感染拡大リスクを抑制しながら、迅速かつ確実な補助金給付を行おうとしているのです。

中央銀行デジタル通貨との関係

なお、eルピーは用途が限定されてお

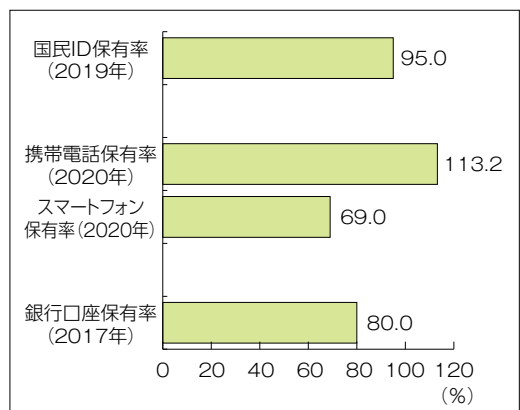
図表1 デジタルペイメント指数と名目GDP



(資料) Reserve Bank of India, Ministry of Statistics and Programme Implementation

り、他人への譲渡なども認められていないため、現金と同等の機能を持つ新しい通貨として最近、国際的に注目を集めている中央銀行デジタル通貨 (CBDC) には該当しません。今後、経済・社会の一段のデジタル化に向けて、インド政府がeルピーの提供・利用形態を拡充していく可能性はあるものの、預金、送金、借り入れなどの金融機能が組み込まれない限り、eルピーが既存通貨を代替することはないと考えられます。逆に言えば、eルピーの利用が今後拡大したとしても、インド政府としては既存の金融インフラの改善と金融デジタル化の新しい潮流に対応する取り組みを不断に継続していくことが求められます。(熊谷)

図表2 インドの国民ID、携帯電話、銀行口座の保有率



(資料) State of Aadhaar [State of Aadhaar 2019]、World Bank [Global Findex]、Counterpoint [India Monthly Smartphone Market Analysis, September 2020]、Telecom Regulatory Authority of India、United Nations [World Population Prospects 2019] を基に日本総合研究所作成

(注) 携帯電話の保有率は2020年末の契約数÷15歳以上人口で計算。その他の保有率は参照資料の値。

KEY INDICATORS

(2021年9月15日現在)

● 日 本 ●

(%)

	2020年度	2021年		2021年			
		1～3	4～6	5月	6月	7月	8月
鉱工業生産指数	(▲9.5)	〈2.9〉 (▲1.0)	〈1.1〉 (19.9)	〈▲6.5〉 (21.1)	〈6.5〉 (23.0)	〈▲1.5〉 (11.6)	
鉱工業出荷指数	(▲9.8)	〈2.0〉 (▲1.4)	〈0.7〉 (18.8)	〈▲5.5〉 (21.5)	〈4.8〉 (19.2)	〈▲0.3〉 (11.2)	
鉱工業在庫指数 (末)	(▲9.8)	〈▲1.3〉 (▲9.8)	〈0.9〉 (▲5.0)	〈▲1.1〉 (▲8.7)	〈2.1〉 (▲5.0)	〈▲0.7〉 (▲4.5)	
生産者製品在庫率指数	(9.2)	〈▲4.5〉 (▲6.4)	〈▲1.2〉 (▲24.0)	〈1.3〉 (▲27.7)	〈▲0.3〉 (▲21.5)	〈1.0〉 (▲13.1)	
稼働率指数 (2015年=100)	87.4	95.6	96.7	92.5	98.2	94.9	
第3次産業活動指数	(▲6.9)	〈▲0.7〉 (▲3.0)	〈▲0.5〉 (7.5)	〈▲3.0〉 (10.1)	〈2.2〉 (2.9)	〈▲0.6〉 (2.0)	
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	(▲8.8)	〈▲5.3〉 (▲2.5)	〈4.6〉 (12.6)	〈7.8〉 (12.2)	〈▲1.5〉 (18.6)	〈0.9〉 (11.1)	
建設工事受注 (民間) 公共工事請負金額	(▲4.9) (2.3)	(9.5) (▲1.1)	(16.3) (▲2.2)	(▲4.3) (6.3)	(34.1) (0.7)	(6.4) (▲9.9)	
新設住宅着工戸数 (年率、万戸)	81.2 (▲8.1)	83.0 (▲1.6)	87.5 (8.1)	87.5 (9.9)	86.6 (7.3)	92.6 (9.9)	
百貨店売上高 全国	(▲24.4)	(▲8.9)	(44.9)	(65.2)	(▲1.6)	(4.2)	
チェーンストア売上高	(▲28.6)	(▲12.4)	(51.3)	(77.7)	(3.7)	(8.0)	
完全失業率	2.9	2.8	2.9	3.0	2.9	2.8	
有効求人倍率	1.10	1.10	1.10	1.09	1.13	1.15	
現金給与総額 (5人以上)	(▲1.5)	(▲0.3)	(1.0)	(1.9)	(0.1)	(1.0)	
所定外労働時間 (//)	(▲13.9)	(▲6.6)	(19.1)	(27.6)	(18.8)	(11.4)	
常用雇用 (//)	(0.7)	(0.6)	(1.5)	(1.8)	(1.6)	(1.5)	
M2 (平残)	(8.1)	(9.5)	(7.7)	(8.0)	(5.9)	(5.3)	(4.7)
広義流動性 (平残)	(4.9)	(5.8)	(6.7)	(7.2)	(5.9)	(5.5)	(5.2)
経常収支 (兆円)	18.25	6.26	4.21	1.98	0.91	1.91	
前年差	▲0.67	0.72	2.78	0.91	0.76	0.38	
貿易収支 (兆円)	3.90	1.37	0.94	0.00	0.65	0.62	
前年差	3.42	0.89	2.40	0.51	0.67	0.47	
消費者物価指数 (除く生鮮食品)	(▲0.4)	(▲0.5)	(▲0.6)	(▲0.6)	(▲0.5)	(▲0.2)	

(%)

	2020年度	2020年				2021年	
		1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
業況判断DI 大企業・製造		▲8	▲34	▲27	▲10	5	14
非製造		8	▲17	▲12	▲5	▲1	1
中小企業・製造		▲15	▲45	▲44	▲27	▲13	▲7
非製造		▲1	▲26	▲22	▲12	▲11	▲9
売上高 (法人企業統計)	(▲8.1)	(▲7.5)	(▲17.7)	(▲11.5)	(▲4.5)	(▲3.0)	(10.4)
経常利益	(▲12.0)	(▲28.4)	(▲46.6)	(▲28.4)	(▲0.7)	(26.0)	(93.9)
実質GDP (2015年連鎖価格)	(▲4.4)	〈▲0.6〉 (▲2.1)	〈▲7.9〉 (▲10.1)	〈5.4〉 (▲5.5)	〈2.8〉 (▲0.9)	〈▲1.1〉 (▲1.3)	〈0.5〉 (7.6)
名目GDP	(▲3.9)	〈▲0.5〉 (▲1.1)	〈▲7.6〉 (▲8.9)	〈5.4〉 (▲4.5)	〈2.3〉 (▲0.8)	〈▲1.1〉 (▲1.5)	〈▲0.1〉 (6.4)

注：〈 〉内は季節調整済み前期比、()内は前年(同期(月))比。

● 米 国 ●

	2020年	2020年		2021年		2021年	
		10～12	1～3	4～6	6月	7月	8月
鉱工業生産	(▲7.2)	<2.0> (▲4.3)	<1.0> (▲1.6)	<1.5> (14.6)	<0.2> (9.9)	<0.9> (6.6)	
設備稼働率	71.6	73.4	74.1	75.2	75.4	76.1	
小売売上高	(0.3)	<0.4> (3.9)	<8.0> (14.8)	<6.5> (31.9)	<0.7> (18.7)	<▲1.1> (15.8)	
失業率 (除く軍人、%)	8.1	6.8	6.2	5.9	5.9	5.4	5.2
非農業就業者数 (千人) (前期差、前月差)	▲8,648	1,759	736	1,701	962	1,053	235
消費者物価指数	(1.2)	<0.6> (1.2)	<0.9> (1.9)	<2.0> (4.8)	<0.9> (5.4)	<0.5> (5.4)	<0.3> (5.3)

	2020年	2020年				2021年	
		1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
実質GDP (連鎖ウェイト方式)	(▲3.4)	{▲5.1} (0.6)	{▲31.2} (▲9.1)	{33.8} (▲2.9)	{4.5} (▲2.3)	{6.3} (0.5)	{6.6} (12.2)
経常収支 (億ドル、年率) 名目GDP比	▲6,161 ▲2.9	▲4,592 ▲2.1	▲6,155 ▲3.2	▲6,894 ▲3.3	▲7,003 ▲3.3	▲7,830 ▲3.6	

注：{ } 内は季節調整済み前期比年率、< > 内は季節調整済み前期比、
() 内は季節調整済み前年比。ただし、消費者物価指数および暦年の前年比は原数値。

● アジア ●

実質GDP成長率 (前年比、前年同期比、%)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2019年	2.2	3.0	▲1.7	1.3	2.3	4.3	5.0	6.1	6.0
2020年	▲0.9	3.1	▲6.1	▲5.4	▲6.1	▲5.6	▲2.1	▲9.6	2.3
2020年1～3月	1.5	2.5	▲9.1	0.0	▲2.1	0.7	3.0	▲0.7	▲6.8
4～6月	▲2.6	0.3	▲9.0	▲13.3	▲12.1	▲17.2	▲5.3	▲17.0	3.2
7～9月	▲1.0	4.3	▲3.6	▲5.8	▲6.4	▲2.7	▲3.5	▲11.6	4.9
10～12月	▲1.1	5.1	▲2.8	▲2.4	▲4.2	▲3.4	▲2.2	▲8.3	6.5
2021年1～3月	1.9	9.3	8.0	1.5	▲2.6	▲0.5	▲0.7	▲3.9	18.3
4～6月	6.0	7.4	7.6	14.7	7.5	16.1	7.1	11.8	7.9

貿易収支 (100万米ドル)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2019年	38,890	43,506	▲54,172	31,364	10,009	35,205	▲3,593	▲40,666	421,073
2020年	44,865	59,394	▲43,765	45,132	25,478	43,906	21,623	▲24,597	524,580
2020年6月	3,419	4,987	▲4,302	3,961	1,680	4,659	1,246	▲1,424	44,698
7月	3,936	5,454	▲3,847	3,642	3,439	5,927	3,226	▲2,135	60,379
8月	3,651	6,493	▲1,887	5,743	4,497	3,532	2,313	▲2,180	57,139
9月	8,420	7,117	▲1,638	3,738	2,461	5,289	2,386	▲2,266	35,446
10月	5,725	7,460	▲4,743	4,350	2,213	5,364	3,577	▲2,048	57,364
11月	5,807	5,272	▲3,303	3,572	176	4,158	2,594	▲2,144	74,397
12月	6,694	5,768	▲5,899	4,572	1,117	5,113	2,101	▲2,450	75,961
2021年1月	3,653	6,190	▲3,254	4,492	▲202	4,114	1,964	▲2,878	62,263
2月	2,418	4,520	▲1,896	3,746	7	4,420	1,991	▲2,707	35,978
3月	4,011	3,660	▲3,473	5,777	711	5,891	1,567	▲2,759	12,580
4月	401	6,144	▲4,090	4,057	182	4,941	2,286	▲3,098	41,955
5月	2,916	6,175	▲3,279	4,328	796	3,333	2,698	▲3,179	45,202
6月	4,438	5,149	▲5,212	3,482	945	5,385	1,324	▲3,397	51,553
7月	1,833	5,901	▲4,502	2,761	183	3,255	2,599	▲3,291	56,589
8月	1,668	3,476							58,331



SMBC

SUMITOMO
MITSUI
BANKING
CORPORATION

マンスリー・レビュー 2021年10月号

発行日 2021年10月1日
発行 株式会社 三井住友銀行
企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部 TEL 090-6543-4199